

# 和泉市テニス連盟規約

## 第1章 名称と事務局

第1条 本連盟は和泉市テニス連盟と称す。

第2条 本連盟は事務局を理事長宅に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は和泉市内におけるテニスの普及、発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. テニス大会の開催
2. 講習会・研修会の開催
3. その他目的達成に必要な事業

## 第4章 会員及び組織

第5条 本連盟の主旨に賛同する次の会員を以って組織する。

1. 会員
  - イ. 和泉市に在住、在勤、在学する個人
  - ロ. 和泉市所在又は近在のテニス団体及びその会員
  - ハ. 上記以外で総会の承認を得て加盟した個人

## 第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名又は2名
3. 理事（理事長1、会計1、事務局長1、書記1を含む） 若干名
4. クラブ代表 第9条により選出
5. 会計監査 1名

第7条 役員任期は1年とし、留任は妨げない。

第8条 役員（クラブ代表は除く）は総会の決議によりこれを定める。

第9条 クラブ代表は次の様に選出する。会員6名以上を有する加盟団体を代表する者1名

第10条 理事長および理事は理事会を組織し、本連盟の事業の企画、立案などの運営にあたる。

## 第6章 会議

第11条 総会は毎年1回会長が召集する。総会は理事、クラブ代表の半数以上の出席（委任状含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。

第12条 理事会は会長及び理事長が招集し、総数の半数以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

## 第7章 会計

第13条 本連盟の経費は入会金、大会参加費、寄付金及び補助金、雑収入をもってこれを支弁する。

第14条 会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。但し、本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 付則

第15条 本規約の改正は総会で決定する。

第16条 本規約の施行に必要な諸規定は理事会で決定する。

第17条 本規約は昭和63年8月28日より施行する。

本規約は平成10年3月23日から一部改正施行する。

本規約は平成20年3月2日から一部改正施行する。

本規約は平成21年3月8日から一部改正施行する。

## 細 則

第1条 新しく加入する個人の入会金は1人、1000円とする。但し、18歳未満は無料とする。また、組織整備等必要に応じて5年毎（2018年を起点とする）に再登録を実施する。その必要経費はその都度理事会で決める。（2018年時点で500円とする）

第2条 本年度役員を次の通り定める。

会長	水谷 昇
副会長	阪口 敦子
副会長	小川 純司
理事	藤野 和人（理事長）
理事	西 真理子（事務局長）
理事	土屋 純子（会計）
理事	岡本 人麻希（書記）
理事	丸谷 秀子
理事	南 典子
理事	渋谷 英津子
理事	鈴木 文人
理事	中道 広行
理事	藤本 直幸
理事	小泉 須美子
理事	辻 規子
理事	小松 英美
理事	藤原 一也
理事	長谷川 正博
理事	槌谷 香織
理事	榎並 由佳
理事	定 勝彦
理事	松本 美智代
理事	浦西 正美
クラブ代表	会員6名以上の団体代表者
会計監査	國居 麻里子（理事兼務）

尚、2022年度をもって会長、副会長を辞された「古井浩平氏」、「松永美津子氏」は、本連盟の「名誉会長」、「名誉副会長」として引き続き後進役員への助言、支援をいただく。